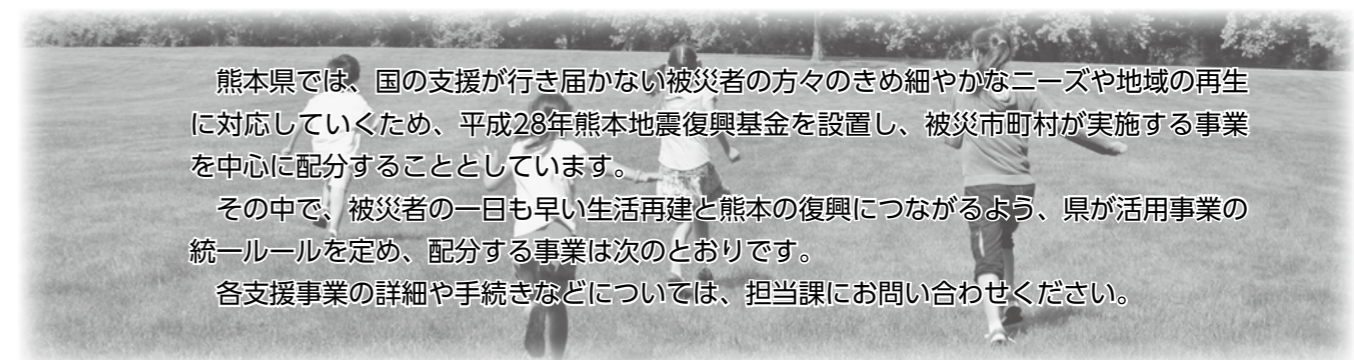


平成28年 熊本地震 復興基金事業一覧

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
被災宅地復旧支援事業	熊本地震で被災した宅地について、被災者等の負担軽減を図り、生活再建を支援するために、被災者等が行う宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援	①のり面、擁壁、地盤の復旧工事 ②液状化再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事 ③住宅基礎の傾斜復旧工事 補助率：対象工事費から50万円を超える額の2/3 補助上限：633万3千円（対象工事費1,000万円）	
私道復旧事業	被災した生活道路である私道を自治会または集落等が復旧するために要する経費の一部を支援	被災した生活道路である私道(民有地)で次のすべての要件を満たすもの ①一般交通の用に供しているもの ②公道に接続するもの ③幅員がおおむね1.8m以上であること ④所有者の異なる住宅が連帯して2戸以上建ち並んでいるもの ⑤集落等で維持管理しているもの 補助率：支援対象経費の1/2以内 補助上限：1件あたり1,000万円	農業振興課 地籍調査係 ☎282-1617
住宅耐震化支援事業	大規模地震に備え、被災した住宅や耐震性が不足する住宅の耐震化を促進するための耐震設計および改修費用等の一部を支援	・耐震設計（補助率：2/3以内：上限20万円） ・改修工事（補助率：1/2以内：上限60万円） ・耐震シェルター工事（補助率：1/2以内：上限20万円） ・建替え工事（補助率：23%：上限60万円）に要する経費	建設課 都市計画係 ☎282-1312
土砂災害特別警戒区域内の被災者住宅再建支援事業	土砂災害特別警戒区域内において、被災者の早期再建と負担軽減を図るため、国庫補助制度に該当しない移転に要する費用および住宅補強に要する費用の一部を支援	対象：レッドゾーンに居住している人 (1)土砂災害危険住宅移転促進事業：レッドゾーン・イエローゾーン以外への移転に要する費用（①移転経費②住宅建設、購入費等） 補助上限額：300万円 移転先の要件：レッドゾーン・イエローゾーン以外 (2)住宅補強支援事業：住宅補強に要する施行費用と設計費用（①建築基準法で規定された住宅補強の工事に要する費用②住宅補強のために必要な設計に要する費用） 補助上限額：150万円 対象者の要件：移転が困難な被災者	建設課 維持管理係 ☎282-1312
住まいの再建支援事業（転居費用助成）	住居が被災したことにより、県内で新築、購入もしくは、補修する住宅または、県内の賃貸住宅等への転居費用を定額で助成	1世帯あたり1回限りで助成 助成額：一律10万円 次のいずれかに該当するもの（共通） ①仮設住宅の入居世帯 ②全壊、大規模半壊のり災証明書の交付世帯 ③半壊のり災証明書の交付を受け、解体した世帯 ④法に基づく長期避難世帯 1世帯あたり1回限りで助成 助成額：一律20万円	企画財政課 復興推進係 ☎282-1263
住まいの再建支援事業（民間賃貸住宅入居支援助成）	住居が被災したことにより、県内の住宅を民間賃貸する場合に必要な初期費用を定額で助成		



熊本県では、国の支援が行き届かない被災者の方々のきめ細やかなニーズや地域の再生に対応していくため、平成28年熊本地震復興基金を設置し、被災市町村が実施する事業を中心に配分することとしています。

その中で、被災者の一日も早い生活再建と熊本の復興につながるよう、県が活用事業の統一ルールを定め、配分する事業は次のとおりです。

各支援事業の詳細や手続きなどについては、担当課にお問い合わせください。

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
商店街にぎわい復興支援事業	被災した商店街等の創造的復興を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させるため、商店街等団体が実施するにぎわい創出のためのイベント等の経費を支援 支援対象経費：謝金、旅費、賃借料、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託料、外注費、雑務費	支援対象：商店街等団体、商工会等 ・熊本地震の影響により、地震後における来町者が地震前に比べて減少している団体等とし、以下の要件①を満たすものとする。ただし、通行量調査を実施していない場合は、地震後の売上が地震前より減少している団体等とし、以下の要件②を満たすものとする。 要件① 歩行者通行量の減少：震災から遡り、1年以内の通行量調査結果と公募開始日より起算して1年以内の通行量調査結果と比較して、1割以上減少している。 要件② 売上高の減少：平成27年度と平成28年度の売上高を比較し、商店街等を構成する過半数以上の店舗を調査し、そのうち2/3以上の店舗の売上高が減少している 補助率：定額 上限額：100万円 下限額：30万円	商工観光課 商工観光係 ☎282-1226
熊本地震復興観光拠点整備等推進事業	熊本地震からの復興をするため、観光物産拠点の整備および観光資源の発掘・磨き上げ等、地域主体となった国内外からの誘客および観光消費拡大につながる町の取組みを総合的に支援	(1)ハード整備事業 ①新たな観光物産拠点施設の整備 ②宿泊施設や観光施設等の受入環境の整備 (2)ソフト事業 ①着地型旅行商品の造成、PR動画の作成、県外でのPR、特産品等の商品開発、観光物産展等（※既存の国の補助事業や交付金事業等の財政支援制度が活用できる場合は、対象外とする。） 補助率：1/2 補助上限：観光入込客数、面積等で町ごとに上限を設定	